

内閣委員会議 録 第一号

本委員は昭和三十八年十二月九日(月曜日)議長の名で次の通り選任された。

伊能繁次郎君 稲村左近四郎君
小笠 公昭君 園田 直君
高瀬 傳君 高橋 等君
塚田 徹君 辻 寛一君
網島 正興君 坪川 信三君
内藤 隆君 中垣 國男君
永山 忠則君 野呂 恭一君
藤尾 正行君 保科善四郎君
前田 正男君 湊 徹郎君
渡辺 榮一君 石橋 政嗣君
久保田鶴松君 田口 誠治君
堂森 芳夫君 中村 高一君
永井勝次郎君 西村 關一君
松本 七郎君 山内 廣君
受田 新吉君 山下 榮二君

十二月九日
網島正興君が議院において選挙の結果委員長に当選した。

昭和三十八年十二月十一日(水曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 網島正興君
理事伊能繁次郎君 理事内藤 隆君
理事永山 忠則君 理事八田 貞義君
理事石橋 政嗣君 理事田口 誠治君
理事山内 廣君
稲村左近四郎君 高瀬 傳君
塚田 徹君 野呂 恭一君
湊 徹郎君 渡邊 榮一君
久保田鶴松君 西村 關一君
受田 新吉君 山下 榮二君

出席國務大臣

國務大臣 福田 篤泰君

出席政府委員 總理府總務長官 野田 武夫君
大藏政務次官 額 彌三君
委員外の出席者 専門員 加藤 重喜君

十二月十日
委員松本七郎君辞任につき、その補欠として赤路友藏君が議長の指名で委員に選任された。

同月十一日
委員園田直君辞任につき、その補欠として八田貞義君が議長の指名で委員に選任された。

十二月十一日
伊能繁次郎君 辻 寛一君
内藤 隆君 永山 忠則君
八田 貞義君 石橋 政嗣君
田口 誠治君 山内 廣君
が理事に当選した。

十二月十日

一般職の職員の特給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
特別職の職員の特給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
理事の互選

国政調査承認要求に関する件
一般職の職員の特給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
特別職の職員の特給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○網島委員長 これより会議を開きます。
この際、一言ごあいさつを申し上げます。
今回は私がかみましたが、その職責は重大なものであります。幸いに繰返しのうなる委員各位の格別なる御協力によりまして、本委員会の公正かつ円満なる運営を行なうてまいる所存でございます。
何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○網島委員長 これより理事の互選に入りたいと思ひます。

○内藤委員 動議を提出いたします。理事の員数は八名とし、委員長において指名せられんことを望みます。

○網島委員 ただいまの内藤君の動議に御異議はございませんか。

○網島委員 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○網島委員長 御異議なしと認めます。

す。よつて、そのように決定いたしました。

委員長は理事に
伊能繁次郎君 辻 寛一君
内藤 隆君 永山 忠則君
八田 貞義君 石橋 政嗣君
田口 誠治君 山内 廣君
を指名いたします。

○網島委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についておはかりをいたします。
すなわち、国の行政の改善、公務員の制度及び給与の適正化、栄典制度の調査並びに栄典法案起草等のため、本会期中、行政機構並びにその運営に関する事項、恩給及び法制一般に関する事項、国防衛に関する事項、公務員の制度及び給与に関する事項、栄典制度調査並びに栄典法案起草に関する事項、以上の各事項につきまして、小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等の方法によりまして、国政調査を実施することとし、議長にその承認を求めるといたしましたことと存じます。これに御異議ありませんか。

○網島委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○網島委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決定いたしました。

○網島委員長 次に、一般職の職員の特給に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の特給に関する法律の一部を改正する法律案
一般職の職員の特給に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を改正する法律案

第六條の二 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員のうち事務次官その他の官職で人事院規則で指定するものは、一等級の官職とし、これらの官職を占める職員の特給月額額は、同表一等級の特号俸の額とする。

する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び特別職の職員の特給に関する法律の一部を改正する法律案の案、を議題といたし、政府より提案理由の説明を聴取いたしました。

○網島委員長 次に、一般職の職員の特給に関する法律の一部を改正する法律案

「前条の規定に基づく人事院規則で指定する官職を除くほか、行政職俸給表(一)に、「前条」を「第六條」に改め、同条を第六條の三とし、第六條の次に次の一条を加える。
第六條の二 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員のうち事務次官その他の官職で人事院規則で指定するものは、一等級の官職とし、これらの官職を占める職員の特給月額額は、同表一等級の特号俸の額とする。

2 教育職俸給表(一)の適用を受ける職員の特給月額額は、同表一等級の特号俸の額とする。

○網島委員長 次に、一般職の職員の特給に関する法律の一部を改正する法律案

○網島委員長 次に、一般職の職員の特給に関する法律の一部を改正する法律案

○網島委員長 次に、一般職の職員の特給に関する法律の一部を改正する法律案

○網島委員長 次に、一般職の職員の特給に関する法律の一部を改正する法律案

第十二条第二項中「七百五十円」を「九百円」に、「その額が二百円に満たないときは二百円」を「その額が三百円に満たないときは三百円（その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあっては、その額が三百五十円に満たないときは三百五十円）」に改め、同条第三項中「二百円」を「三百円（その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあっては、三百五十円）」に改める。

第十九条の三を削る。

第十九条の四第一項後段中「職員で人事院規則で定めるもの」を「職員（第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。）」に改め、同条第二項中「百分の百九十」を「百分の二百」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十九条の三とする。

3 前項に規定する在職期間の算定に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九条の五第一項後段中「職員で人事院規則で定めるもの」を「職員（人事院規則で定める職員を除く。）」に改め、同条第二項中「左の各号に掲げる支給日の区分に応ずる割合」を「百分の三十」に改め、各号を削り、同条を第十九条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

(特定の職員についての適用除外)

第十九条の五 第八条、第十条から第十三条の二まで、第十六条、第十七条第二項、第十八条、第十九条の二及び前条の規定は、第六条の二の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員には適用しない。

2 第十六条、第十七条第二項、第十

八条及び第十九条の二の規定は、第十条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員には適用しない。

第二十三条第二項、第三項及び第五項中「及び扶養手当」を「扶養手当及び期末手当」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で期末手当の支給日前一月以内に退職し、又は死亡したときは、その支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができ、ただし、人事院規則で定める職員については、この限りではない。別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表
1 行政職俸給表 (一)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	94,100	68,100	47,100	32,700	24,300	19,200	16,100	12,000
2	97,800	71,600	49,600	34,800	26,300	20,700	17,100	12,400
3	101,500	75,100	52,200	36,900	28,300	22,300	18,100	12,800
4	105,200	78,600	54,800	38,900	30,300	24,000	19,200	13,200
5	108,900	82,100	57,400	40,800	32,200	25,800	20,700	13,600
6	112,600	85,600	60,100	42,700	34,100	27,600	22,200	14,300
7	116,300	89,100	62,800	44,500	36,000	29,400	23,700	15,200
8	120,000	92,600	65,500	46,300	37,800	31,100	25,300	16,100
9	123,700	95,700	68,200	48,100	39,400	32,800	26,900	17,000
10		98,300	70,700	49,900	40,800	34,200	28,400	17,900
11		100,300	72,700	51,700	42,100	35,600	29,500	18,800
12		101,800	74,700	53,500	43,300	36,800	30,600	19,800
13		103,300	76,500	55,300	44,200	37,700	31,700	20,900
14			78,000	57,100	45,000	38,400	32,400	21,900
15				58,800	45,700	39,100	33,100	22,500
16				60,400	46,400	39,800		23,100
17				61,800	47,100			23,600
18				62,900				
特	160,000							

備考 (一) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) この表の1等級の特号俸は、第六條の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員のみ適用する。

行政職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 26,000	円 19,300	円 16,300	円 12,200	円 10,500
2	27,500	20,500	17,300	12,800	10,900
3	29,100	21,700	18,300	13,400	11,300
4	30,700	23,200	19,300	14,000	11,700
5	32,300	24,600	20,300	14,700	12,200
6	33,800	26,000	21,300	15,500	12,700
7	35,300	27,300	22,500	16,300	13,200
8	36,600	28,600	23,700	17,100	13,700
9	38,000	29,900	24,800	18,000	14,500
10	39,400	31,100	25,700	18,900	15,200
11	40,500	32,200	26,600	19,600	15,900
12	41,400	33,300	27,400	20,200	16,500
13	42,300	34,200	28,200	20,800	17,100
14	43,200	35,200	28,900	21,400	17,600
15	44,100	36,100	29,600	22,100	18,100
16	45,000	36,800	30,300	22,800	18,600
17	45,800	37,400	31,000	23,500	19,100
18	46,500	38,000	31,600	24,200	19,600
19	47,200	38,600	32,100	24,900	20,100
20	47,900	39,100	32,600	25,600	20,600
21	48,600	39,600	33,100	26,200	21,200
22	49,300	40,100	33,600	26,800	21,900
23	49,900	40,600	34,100	27,400	22,600
24	50,500	41,100	34,600	27,900	23,300
25	51,100	41,600	35,100	28,400	24,000
26	51,700			28,900	24,600
27					25,200
28					25,700
29					26,200
30					26,700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税 務 職 俸 給 表

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 57,400	円 47,100	円 36,900	円 28,300	円 22,300	円 18,100	円 13,000
2	60,100	49,600	39,000	30,300	24,000	19,200	13,500
3	62,800	52,200	41,100	32,300	25,800	20,700	14,000
4	65,500	54,800	43,200	34,300	27,600	22,200	14,500
5	68,200	57,400	45,100	36,300	29,400	23,700	15,200
6	70,700	60,100	46,900	38,200	31,200	25,300	16,100
7	72,700	62,300	48,700	40,000	33,000	26,900	17,000
8	74,700	64,000	50,500	41,500	34,800	28,400	17,900
9	76,500	65,700	52,300	43,000	36,400	29,800	18,800
10	78,000	67,000	54,100	44,400	37,800	31,200	19,800
11		68,300	55,900	45,500	38,800	32,500	21,200
12		69,600	57,700	46,400	39,600	33,300	22,500
13		70,900	59,300	47,300	40,400	34,100	23,300
14			60,900	48,000	41,200	34,700	23,900
15			62,300	48,700	41,900	35,300	24,500
16			63,400				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表 (一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	57,400	47,100	36,900	24,400	18,100	15,100	13,700
2	60,100	49,600	39,000	26,300	19,300	16,100	14,100
3	62,800	52,200	41,100	28,300	20,800	17,100	14,500
4	65,500	54,800	43,200	30,300	22,400	18,100	15,100
5	68,200	57,400	45,100	32,300	24,100	19,300	16,100
6	70,700	60,100	46,900	34,300	25,900	20,800	17,100
7	72,700	62,300	48,700	36,400	27,700	22,300	18,100
8	74,700	64,000	50,500	38,200	29,500	23,900	19,300
9	76,500	65,700	52,300	40,000	31,200	25,600	20,800
10	78,000	67,000	54,100	41,800	32,900	27,300	22,300
11		68,300	55,900	43,600	34,600	29,000	23,900
12		69,600	57,700	45,000	36,300	30,700	25,600
13		70,900	59,300	46,200	37,900	32,400	27,300
14			60,900	47,100	39,300	34,100	29,000
15			62,300	47,800	40,300	35,800	30,700
16			63,400	48,500	41,300	37,300	32,400
17				49,200	42,300	38,500	33,900
18				49,900	43,300	39,400	35,400
19				50,600	44,100	40,200	36,000
20				51,300	44,900	41,000	37,600
21				52,000	45,600	41,800	38,300
22					46,300	42,500	39,000
23					47,000	43,200	39,700
24					47,700	43,900	40,400
25					48,400	44,600	41,000
26					49,100	45,300	41,600
27						46,000	42,200
28						46,700	42,800
29							43,400
30							44,400

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表 (二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	6 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	57,400	47,100	36,900	28,300	22,300	18,100	13,300	11,400
2	60,100	49,600	39,000	30,300	24,000	19,200	13,800	11,800
3	62,600	52,200	41,100	32,300	25,800	20,700	14,300	12,300
4	65,500	54,800	43,200	34,300	27,600	22,200	15,100	12,800
5	68,200	57,400	45,100	36,300	29,400	23,700	15,900	13,300
6	70,700	60,100	46,900	38,200	31,200	25,300	16,900	13,800
7	72,700	62,300	48,700	40,000	33,000	26,900	17,900	14,300
8	74,700	64,000	50,500	41,500	34,800	28,400	19,000	14,800
9	76,500	65,700	52,300	43,000	36,400	29,800	20,300	15,700
10	78,000	67,000	54,100	44,400	37,800	31,200	21,700	16,700
11		68,300	55,900	45,500	38,800	32,500	23,100	17,700
12		69,600	57,700	46,400	39,600	33,300	24,500	18,700
13		70,900	59,300	47,300	40,400	34,100	25,900	19,900
14			60,900	48,000	41,200	34,800	27,300	21,200
15			62,300	48,700	41,900	35,500	28,300	22,300
16			63,400		42,600	36,200	29,300	23,300
17					43,300	36,900	30,200	24,200
18						37,500	30,900	25,100
19						38,100	31,600	26,000
20							32,200	26,800
21							32,800	27,600
22							33,400	28,200

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表
イ 海事職俸給表 (一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	50,500	37,800	27,900	20,000	14,200
2	53,300	40,500	30,300	21,300	14,600
3	56,100	43,100	32,800	22,700	15,300
4	58,900	45,700	35,100	24,100	16,200
5	61,700	48,100	37,400	25,900	17,400
6	64,500	50,300	39,600	27,700	18,700
7	67,300	52,400	41,800	29,500	20,000
8	70,000	54,300	44,000	31,400	21,100
9	72,600	56,200	45,900	33,300	22,200
10	75,200	58,000	47,200	35,100	23,400
11	77,500	59,800	48,500	36,600	24,800
12	79,400	61,400	49,700	38,000	26,200
13	81,200	62,700	50,800	39,300	27,500
14	82,900	64,000	51,700	40,400	28,800
15	84,500	65,100	52,600	41,300	30,100
16	86,000			42,200	31,300
17	87,400			43,100	32,400
18					33,400
19					34,300
20					34,900
21					35,500

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表 (二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	27,800	20,600	15,600	11,900
2	29,800	21,800	16,500	12,500
3	31,800	23,000	17,500	13,000
4	33,700	24,300	18,500	13,600
5	35,500	26,000	19,500	14,200
6	37,200	27,800	20,600	14,800
7	38,800	29,600	21,700	15,600
8	40,400	31,400	22,900	16,400
9	41,500	33,000	24,100	17,200
10	42,600	34,600	25,500	18,100
11	43,700	36,000	27,000	19,100
12	44,800	37,300	28,400	20,100
13	45,900	38,600	29,500	21,100
14	46,900	39,400	30,600	22,100
15	47,900	40,200	31,600	23,100
16	48,900	41,000	32,600	24,100
17	49,900	41,800	33,600	25,000
18	50,800	42,500	34,600	25,900
19	51,700	43,200	35,300	26,800
20	52,600	43,900	36,000	27,600
21	53,500	44,600	36,700	28,400
22	54,300	45,200	37,300	29,200
23	55,100		37,900	30,000
24				30,600

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表 (一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	94,100	47,200	33,900	27,700	18,000	13,600
2	97,800	49,900	36,500	30,100	19,200	14,400
3	101,500	52,700	39,100	32,500	20,400	15,400
4	105,200	55,500	41,800	34,900	21,900	16,400
5	108,900	58,300	44,500	37,300	23,600	17,500
6	112,600	61,100	46,900	39,700	25,300	18,600
7	116,300	63,900	48,900	42,100	27,100	19,900
8	120,000	66,700	50,900	43,900	29,000	21,500
9	123,700	69,500	52,900	45,600	31,000	23,200
10		72,300	54,900	47,300	33,000	25,000
11		75,100	56,900	48,900	35,000	26,800
12		77,900	58,900	50,500	37,000	28,700
13		80,700	60,900	52,100	39,000	30,600
14		83,500	62,900	53,700	40,400	32,400
15		86,200	64,900	55,300	41,600	34,200
16		88,900	66,700	56,900	42,700	35,700
17		91,300	68,500	58,500	43,800	37,000
18		93,400	70,100	60,100	44,900	38,100
19		95,500	71,500	61,700	46,000	39,200
20		97,600	72,900	63,100	47,000	40,200
21		99,600	74,100	64,500	48,000	41,100
22		101,500	75,300	65,900	49,000	41,900
23		103,300		67,200	49,900	42,700
24				68,300	50,800	43,500
25				69,300	51,700	44,300
26						45,000
特1	170,000					
特2	180,000					

備考 (一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) この表の1等級の特1号俸及び特2号俸は、第六条の二第二項の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員のみ適用する。
 (三) この表の2等級の19号俸から23号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものみに適用する。

ロ 教育職俸給表 (二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円
1	39,400	16,700	12,800
2	41,300	18,000	13,200
3	43,200	19,000	13,600
4	45,100	20,000	14,300
5	47,000	21,100	15,100
6	49,100	22,700	16,000
7	51,200	24,300	17,000
8	53,300	26,000	18,100
9	55,400	27,900	19,200
10	57,500	29,900	20,400
11	59,700	31,900	22,000
12	61,900	33,800	23,700
13	64,100	35,700	25,500
14	66,100	37,600	27,200
15	68,100	39,200	28,900
16	70,100	40,800	30,600
17	72,100	42,400	32,300
18	73,800	44,100	34,000
19	75,400	45,700	35,600
20	76,800	47,400	36,700
21	78,200	49,100	37,600
22	79,500	50,900	38,500
23	80,700	52,700	39,400
24		54,500	40,100
25		56,400	40,700
26		58,300	41,300
27		60,200	41,900
28		62,100	42,500
29		63,400	
30		64,700	
31		66,000	
32		67,200	
33		68,300	
34		69,400	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級		1 等 級	2 等 級	3 等 級
号	俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円	円
1		31,200	14,300	12,800
2		33,100	15,400	13,200
3		35,000	16,700	13,600
4		36,800	18,000	14,300
5		38,500	18,900	15,100
6		40,200	19,800	16,000
7		41,900	20,800	17,000
8		43,600	22,300	18,000
9		45,300	23,800	19,000
10		47,000	25,300	20,000
11		48,700	27,200	21,400
12		50,400	29,200	22,800
13		52,200	31,100	24,400
14		54,100	33,000	26,000
15		56,000	34,800	27,500
16		57,900	36,600	28,900
17		59,800	38,200	30,100
18		61,700	39,700	31,300
19		63,000	41,100	32,400
20		64,300	42,500	33,300
21		65,600	43,900	34,100
22		66,900	45,300	34,800
23		68,000	46,600	
24		69,100	47,800	
25		70,000	49,000	
26		70,900	50,200	
27			51,400	
28			52,500	
29			53,600	
30			54,700	
31			55,700	
32			56,700	
33			57,600	
34			58,500	
35			59,400	
36			60,200	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級		1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号	俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円	円	円	円
1		75,000	39,100	27,700	19,000	14,300
2		77,800	41,800	30,100	20,000	15,400
3		80,600	44,500	32,500	21,100	16,700
4		83,400	46,900	34,900	22,700	18,000
5		86,100	49,100	37,300	24,300	19,000
6		88,800	51,300	39,700	26,000	20,000
7		91,200	53,500	42,100	27,900	21,100
8		93,400	55,900	44,500	29,900	22,700
9		95,500	58,300	46,900	31,900	24,300
10		97,600	61,100	48,900	33,800	26,000
11		99,600	63,900	50,900	35,700	27,900
12		101,500	66,700	52,900	37,600	29,600
13		103,400	69,500	54,900	39,200	31,300
14			72,300	56,900	40,800	33,000
15			75,100	58,900	42,400	34,800
16			77,900	60,900	44,100	36,600
17			80,700	62,900	45,700	37,800
18			83,500	64,900	47,400	38,900
19			86,200	66,700	49,100	39,900
20			88,900	68,500	50,900	40,900
21			91,000	70,100	52,700	41,800
22				71,500	54,500	42,700
23				72,900	56,400	43,600
24				74,100	58,300	44,500
25					60,200	45,400
26					62,100	46,300
27					63,400	
28					64,700	
29					66,000	
30					67,200	
31					68,300	
32					69,400	

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教諭、講師及び助手に適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	94,100	43,500	26,800	16,500	13,600	12,000
2	97,800	45,600	28,800	17,700	14,400	12,400
3	101,500	47,700	31,000	18,900	15,400	12,800
4	105,200	49,800	33,200	20,200	16,400	13,200
5	108,900	51,900	35,400	22,000	17,500	13,600
6	112,600	54,200	37,600	23,900	18,600	14,400
7	116,300	56,500	39,800	25,800	19,900	15,400
8	120,000	59,100	41,600	27,700	21,500	16,400
9	123,700	62,300	43,300	29,600	23,200	17,400
10		65,500	44,900	31,600	25,000	18,400
11		68,700	46,400	33,600	26,800	19,400
12		72,100	47,900	35,600	28,700	20,600
13		75,500	49,400	37,600	30,600	21,700
14		78,900	50,900	39,200	32,400	22,800
15		82,300	52,400	40,700	34,200	23,500
16		85,700	53,900	42,200	35,700	24,100
17		88,600	55,400	43,700	37,000	24,700
18		91,400	56,800	45,200	38,100	
19		93,500	58,200	46,600	39,200	
20		95,200	59,600	47,900	40,200	
21		96,800	61,000	49,100	41,100	
22		98,400	62,300	50,300	42,000	
23		100,000	63,500	51,300	42,800	
24			64,600	52,200	43,600	
25			65,600	53,100	44,400	
26				54,000	45,100	
27				54,800		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表 (一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	94,100	63,900	44,500	33,900	20,400
2	97,800	66,700	47,200	36,500	21,900
3	101,500	69,500	49,900	39,100	23,600
4	105,200	72,200	52,600	41,800	25,300
5	108,900	74,800	55,300	44,500	27,700
6	112,600	77,400	58,000	46,900	30,100
7	116,300	80,000	60,600	48,900	32,500
8	120,000	82,600	63,200	50,900	34,900
9	123,700	85,200	65,800	52,900	37,300
10		87,800	68,400	54,900	39,700
11		89,800	70,900	56,900	42,100
12		91,800	73,400	58,900	43,900
13		93,500	75,300	60,900	45,600
14		95,200	77,000	62,400	47,300
15		96,800	78,500	63,900	48,900
16		98,400	80,000	65,300	50,500
17		100,000	81,400	66,700	52,100
18			82,800	68,000	53,600
19			84,100	69,200	55,000
20				70,300	56,300
21				71,400	57,500
22					58,500
23					59,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表 (二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	51,100	36,500	22,400	16,100	13,600	12,400
2	54,000	38,700	24,400	17,100	14,300	12,800
3	56,900	40,900	26,400	18,100	15,200	13,200
4	59,700	43,100	28,400	19,200	16,100	13,600
5	62,500	45,100	30,400	20,700	17,000	14,300
6	65,300	47,100	32,300	22,200	18,000	15,200
7	68,000	49,100	34,200	23,700	19,100	16,100
8	70,000	51,000	36,100	25,500	20,400	17,000
9	72,000	52,800	37,900	27,300	21,800	17,700
10	73,600	54,600	39,500	29,200	23,300	18,300
11	75,200	56,400	41,000	31,000	24,800	18,900
12	76,700	57,800	42,400	32,600	26,400	19,500
13	78,000	59,100	43,600	34,000	28,000	20,000
14		60,300	44,700	35,300	29,300	
15		61,500	45,600	36,200	30,400	
16		62,600	46,500	37,100	31,400	
17			47,300	38,000	32,100	
18			48,100	38,800	32,800	
19				39,600	33,400	
20				40,400	34,000	
21				41,200		
22				41,900		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表 (三)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	29,800	22,100	15,400	12,800
2	31,800	23,800	16,300	13,400
3	33,800	25,800	17,200	14,000
4	35,800	27,800	18,100	14,600
5	37,700	29,700	19,200	15,400
6	39,400	31,500	20,500	16,200
7	41,100	33,300	21,900	17,100
8	42,700	35,000	23,300	18,000
9	44,100	36,600	24,700	19,000
10	45,400	38,000	26,200	21,100
11	46,700	39,400	27,600	21,200
12	48,000	40,400	29,000	22,300
13	49,300	41,200	30,200	23,400
14	50,600	42,000	31,200	24,400
15	51,800	42,700	32,000	25,300
16	52,800	43,400	32,800	25,800
17	53,700	44,100	33,500	26,300
18	54,600	44,800	34,200	
19	55,500	45,500	34,900	
20	56,400	46,200		
21	57,300	46,900		
22	58,200			
23	59,100			
24	60,000			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則

- 1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。
(高等学校等の教諭等の号俸の切替え等)
- 2 昭和三十八年十月一日(以下「切替日」という)の前日において、その属する職務の等級が教育職俸給表(の二等級を除く)の切替日における号俸は、その者が切替日の前日において改正前の一般職の職員に与えられた法律(以下「法」という)の規定により受ける号俸(以下この項において「旧号俸」という)の号数に一を加えて得た号数の号俸とし、その者に対する切替日以降における最初の法第八項第六項の規定の適用については、その者が旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあっては、人事院の定める期間を増減した期間)を切替日における号俸を受けける期間に通算する。
(最高号俸等を受けける職員の切替え等)
- 3 切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受けける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
(昇給期間の短縮)
- 4 昭和三十七年九月三十日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第六号)による改正前の法の

- 規定により附則別表に掲げられている号俸を受けていた職員及び職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受けていた職員でそれぞれ人事院の定めるもの並びに人事院の定めるこれらに準ずる職員に対する切替日(同日において改正前の法第八項第六項又は第八項ただし書の規定により昇給した職員にあっては、この法律の施行の日(以下「施行日」という))以降における最初の法第八項第六項又は第八項ただし書の規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事院の定めるものを除き、同条第六項中「十二月」とあるのは「九月」と、同条第八項ただし書中「二十四月」とあるのは「二十一月」と「十八月」とあるのは「十五月」とする。
(切替日から施行日の前日までの間の異動者等の号俸等の調整)
- 5 切替日から施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受けける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けけることとなる期間については、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
(切替日前の異動者等の号俸等の調整)
- 6 昭和三十七年十月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事院が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けけることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
(旧号俸等の基礎)
- 7 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならぬ。
(人事院規則への委任)
- 8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
(給与の内払)
- 9 改正前の法の規定に基づいて、切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の適用)
- 10 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
附則第二十八項中「第十九条の四」を「第十九条の三」に、「改正後の法第十九条の五第二項中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、改正後の法第十九条の五第二項及び第二

附則別表

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
行政職俸給表(一)		1-13	1-14	1-19	5-19	9-19	12-18	
行政職俸給表(二)	5-29	11-29	14-29	21-30	28-33			
税務職俸給表	1-10	1-13	1-17	3-17	7-18	10-18		
公安職俸給表(一)	1-10	1-13	1-17	5-21	10-26	13-28	16-30	
公安職俸給表(二)	1-10	1-13	1-17	3-17	7-20	10-22	16-25	20-25
海事職俸給表(一)	1-17	2-17	7-18	12-20	18-24			
海事職俸給表(二)	7-26	12-25	17-26	23-26				
教育職俸給表(一)		1-23	3-24	6-28	12-28	15-27		
教育職俸給表(二)	1-23	12-21	18-31					
教育職俸給表(三)	1-27	15-38	18-25					
研究職俸給表		1-22	5-27	12-30	15-29			
医療職俸給表(一)		1-16	1-19	3-23	10-26			
医療職俸給表(二)	1-13	1-16	7-21	12-25	15-23			
医療職俸給表(三)	2-24	7-24	13-21	17-19				

備考 本表中「1-13」等とあるのは「1号俸から13号俸までの号俸」等を示す。

十三条第二項から第五項まで中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」とを、「改正後の法第十九条の四第二項中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」と、改正後の法第二十三條第二項及び第三項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」と改正後の法第二十三條第四項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」と、改正後の法第二十三條第五項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」とに改め、同項に後段として次のように加える。
この場合において、附則第二十項の規定による暫定手当の額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該暫定手当の額とする。

理由
 人事院の国会及び内閣に対する昭和三十一年八月十日付勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額を改定し、並びに通勤手当、期末手当及び勤続手当の改正を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「第六条の二」を「第六条の三」に、「前条」とあるのは「前二項」とを「第六条」とあるのは「第六条第三項」とに改める。第十四条第二項中「及び第十六条から第十九条の三まで」を「第十六条から第十九条の二まで及び第十九条の五第二項」に、「及び第十九条の二第一項」を「第十九条の二及び第十九条の五第二項」に、「第十九条の三」を「第十九条の五第二項」に改める。

第十八条第二項中「三千二百五十円」を「三千五百八十五円」に改める。

第十八条の二第二項中「第十九条の四及び第十九条の五」を「第十九条の三及び第十九条の四」に、「十九條の四第二項」を「第十九条の三第一項中「第二十三條第七項」とあるのは「防衛庁職員給与法第二十三條第六項」と、一般職の職員の給与に関する法律第十九条の三第二項」に「第十九条の

五第二項」を「同法第十九条の四第二項」に改める。

第二十三條第二項中「事務次官及び議長にあっては俸給を、参事官等、事務官等及び幹部自衛官にあっては俸給及び扶養手当を、陸曹等にあっては俸給、扶養手当及び管外手当をいう。」を「事務次官及び議長にあっては俸給及び期末手当を、参事官等、事務官等及び幹部自衛官にあっては俸給、扶養手当及び期末手当を、陸曹等にあっては俸給、扶養手当、管外手当及び期末手当をいう。」に改め、同条第四項中「俸給等」の下に「期末手当を除く。」を加え、同条に次の一項を加える。

6 第二項、第三項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で期末手当の支給日前一月以内に退職し、又は死亡したときは、その支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、政令で定める職員については、この限りでない。

第二十四條第一項中「俸給等」の下に「（期末手当を除く。以下次項において同じ。）」を加える。

第二十五條第二項中「六千三百円」を「七千四百円」に改める。

第二十九條中「において準用する同法第五十九條第二項」を削り、同法第六十六條第五項」を「同条第五項」に、「第五十九條第二項の規定による」を「第六十六條第五項の」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表

事務次官議長 俸給月額	官職 職務の等級 号	参事官等		
		1 等級 俸給月額	2 等級 俸給月額	3 等級 俸給月額
円 160,000	1	円 76,200	円 52,700	円 29,400
	2	80,100	55,500	31,600
	3	84,000	58,400	33,900
	4	87,900	61,300	36,500
	5	91,800	64,200	38,900
	6	95,700	67,200	41,300
	7	99,600	70,200	43,500
	8	103,500	73,200	45,600
	9	107,000	76,200	47,700
	10	109,900	79,000	49,800
	11	112,100	81,300	51,800
	12	113,800	83,600	53,800
	13	115,500	85,500	55,800
	14		87,200	57,800
	15			59,800
	16			61,800
	17			63,800
	18			65,800
	19			67,600
	20			69,100
	21			78,400

別表第二 自衛官俸給表

階級	陸海空		将		陸海空		補		陸海空		陸海空		陸海空		陸海空		陸海空		陸海空		陸海空		陸海空		
	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	
1	111,200	82,500	66,500	54,600	47,300	42,500	34,500	27,600	25,400	20,100	17,100	15,900	13,500	12,300	11,400	10,800									
2	115,600	86,500	69,600	57,500	49,700	44,800	36,800	29,700	26,100	21,900	18,300	17,000	14,600	12,800											
3	120,000	90,500	72,700	60,500	51,900	47,200	39,100	31,900	27,400	23,800	20,100	18,200	15,700	13,400											
4	124,400	94,500	75,800	63,500	54,000	49,600	41,600	34,100	29,400	25,800	21,900	19,900	16,800	14,000											
5	128,800	98,500	79,000	66,500	56,100	51,800	43,700	36,200	31,500	27,900	23,800	21,600	17,900												
6	133,200	102,500	81,900	69,600	58,200	53,900	45,700	38,300	33,600	30,000	25,800	23,200	19,000												
7	137,600	106,500	84,800	72,700	60,300	55,900	47,700	40,400	35,500	31,900	27,900	24,300													
8	142,000	110,300	87,700	75,800	62,400	57,800	49,700	42,000	37,400	33,800	29,600	25,300													
9		113,300	90,000	79,000	64,500	59,700	51,700	43,600	39,300	35,400	30,800	26,200													
10		115,700	92,300	81,300	66,600	61,600	53,500	45,100	41,100	37,000	31,900	27,000													
11			94,500	83,600	68,700	63,100	54,800	46,300	42,700	38,600	33,000	27,800													
12			96,300	85,700	70,600	64,600	55,900	47,500	44,200	40,000	34,100	28,600													
13				87,500	72,300	65,900	56,900	48,500	45,100	40,900	35,200														
14					73,800	67,200	57,900	49,500	46,000	41,800	36,200														
15					75,200	68,400	58,900	50,400	46,900	42,700	37,000														
16					76,600	69,600	59,900	51,300	47,800	43,500	37,800														
17								52,200	48,700	44,300															
18									49,600	45,100															
19									50,500	45,900															
20									51,400	46,700															

備考 陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、総理府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高号俸による俸給月額を受けるに至った時から長期間経過したときは、当該俸給月額をこえる俸給月額を定めることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

(俸給の切替え)

2 昭和三十八年十月一日(以下「切替日」という。)における職員(防衛月額は、附則第四項に定めるものを除き、この法律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の適用により切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあっては、階級をいう。以下同じ)における俸給の幅のうちその者が受けていた俸給月額に相当する当該職務の等級における号俸と同一の改正後の俸給表(この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第...号。以下「一般職改正法」という。))による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正後の一般職給与法」という。)別表第一から別表第七までをいう。以下同じ)に定めるその者の属する職務の等級における号俸による額とする。

(改正前の俸給月額を受けていた期間の通算)

3 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員(新法第五條第三項の規定により準用する改正後の一般給与法第六條の三前段の規定により俸給月額を受ける事務官

等並びに新法別表第二備考の規定により同表に定める陸将、海将及び空将の甲の欄に掲げる俸給月額を受ける自衛官を除く。)の切替日以降における新法第五條第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八條第六項の規定による昇給については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

4 切替日の前日において旧法の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額を受けていた職員又は等級の最高の号俸による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びその俸給月額を受ける期間に通算されることとなる期間については、政令で定める。

(昇給期間の短縮)

5 昭和三十七年九月三十日において防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第七号)による改正前の防衛庁職員給与法の規定により附則別表に掲げられている号俸の号数と同一の号数による俸給月額を受けていた職員及び職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員でそれぞれ総理府で定めるもの並びに総理府令で定めるこれらに準ずる職員に対する切替日(同日において旧法第五條第四項の規定により準用する一般職改正法による改正前の一般職職員の給与に関する法律(以下「改正前の一般職給与法」という。))第八條第六項又は同条第八項ただし書の規定により昇給した職員にあっては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以降における最初の新法第五條第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八條第六項又は同条第八項ただし書の規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等(総理府令で定めるものを除き、同条第六項中「十二月」とあるのは「九月」と、同条第八項ただし書中「二十四月」とあるのは「二十一月」と「十八月」とあるのは「十五月」とする。

(切替日から施行日までの間に異動した職員等の俸給月額等の調整)

6 切替日から施行日の前日までの間において、旧法の規定により新たに改正前の一般職給与法別表第一から別表第七までの適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員の新たな規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びその俸給月額を受けることとなる期間については、他の職員との挙衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

7 昭和三十七年十月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びその俸給月額を受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(改正前の俸給月額の基礎)

8 附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の適用により職員が受けていた俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(政令への委任)

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(給与の内払)

10 旧法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(大蔵大臣との協議)

11 附則第五項から第七項までの規定に基づき総理府令で定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

(防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の一部改正)

12 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十九項中「(自衛官)を(一等陸曹)に」新法第三十二條第二項中「事務次官及び議長にあっては俸給」とあるのは「事務次官及び議長にあっては俸給及び暫定手当」と、「及び扶養手当」とあるのは、「扶養

手当及び暫定手当」とを「新法第二十三條第二項中「事務次官及び議長にあっては俸給」とあるのは「事務次官及び議長にあっては俸給、暫定手当」と、「扶養手当及び」とあるのは、「扶養手当、暫定手当及び」とに改める。

第一類第一号 内閣委員会議録第一号 昭和三十八年十二月十一日

附則別表

1 事務次官、議長及び参事官等俸給表の適用を受けていた職員についての表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
事務次官、議長及び参事官等俸給表	1-13	1-14	4-23

ロ 一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第七までの俸給表の適用を受けていた職員についての表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
行政職俸給表(一)		1-13	1-14	1-19	5-19	9-19	12-18
行政職俸給表(二)	5-29	11-29	14-29	21-30	28-33		
教育職俸給表(一)		1-23	3-24	6-28	12-28	15-27	
研究職俸給表		1-22	5-27	12-30	15-29		
医療職俸給表(一)		1-16	1-19	3-23	10-26		
医療職俸給表(二)	1-13	1-16	7-21	12-25	15-23		
医療職俸給表(三)	2-24	7-24	13-21	17-19			

ハ 自衛官俸給表の適用を受けていた職員についての表

階級	陸海空		1等陸佐		2等陸佐		3等陸佐		1等陸尉		2等陸尉		3等陸尉		1等陸曹		2等陸曹	
	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	
1-10	1-12	1-12	1-13	1-15	1-15	1-15	5-16	8-19	8-19	10-15								

備考 本表中「1-13」等とあるのは、「1号俸から13号俸までの号俸」等を示す

別表第一	官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	内閣総理大臣	四〇〇、〇〇〇円
国務大臣	国務大臣	三〇〇、〇〇〇円
会計検査院長	会計検査院長	三〇〇、〇〇〇円
人事院総裁	人事院総裁	三〇〇、〇〇〇円
内閣官房長官	内閣官房長官	二五〇、〇〇〇円
総理府総務長官	総理府総務長官	二五〇、〇〇〇円
内閣法制局長官	内閣法制局長官	二五〇、〇〇〇円
公正取引委員会委員長	公正取引委員会委員長	二五〇、〇〇〇円
官内庁長官	官内庁長官	二五〇、〇〇〇円
検査官 (会計検査院長を除く。)	検査官 (会計検査院長を除く。)	二二〇、〇〇〇円
人事官 (人事院総裁を除く。)	人事官 (人事院総裁を除く。)	二二〇、〇〇〇円
政務次官	政務次官	一八〇、〇〇〇円
内閣官房副長官	内閣官房副長官	一八〇、〇〇〇円
総理府総務副長官	総理府総務副長官	一八〇、〇〇〇円
侍従長	侍従長	一八〇、〇〇〇円
国家公安委員会委員	国家公安委員会委員	一六〇、〇〇〇円
公正取引委員会委員	公正取引委員会委員	一六〇、〇〇〇円
土地調整委員会委員	土地調整委員会委員	一六〇、〇〇〇円
文化財保護委員会委員長	文化財保護委員会委員長	一六〇、〇〇〇円
地方財政審議会会長	地方財政審議会会長	一六〇、〇〇〇円
式部官長	式部官長	一六〇、〇〇〇円
土地調整委員会委員	土地調整委員会委員	一六〇、〇〇〇円
首都圏整備委員会常勤の委員	首都圏整備委員会常勤の委員	一六〇、〇〇〇円

理由
一般職に属する国家公務員の俸給月額
の改定等に準じて、防衛庁職員の俸
給月額を改定等を行なう等の必要があ
る。これが、この法律案を提出する理
由である。

特別職の職員の給与に関する法律の
一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の
一部を改正する法律
特別職の職員の給与に関する法律

別表第二	官 職 名	俸 給 月 額
社会保険審査会の委員長及び委員	社会保険審査会の委員長及び委員	一四〇、〇〇〇円
労働保険審査会委員	労働保険審査会委員	一四〇、〇〇〇円
地方財政審議会委員	地方財政審議会委員	一四〇、〇〇〇円
原子力委員会の常勤の委員	原子力委員会の常勤の委員	一四〇、〇〇〇円
公共企業体等労働委員会の常勤の委員	公共企業体等労働委員会の常勤の委員	一四〇、〇〇〇円
科学技術会議の常勤の委員	科学技術会議の常勤の委員	一四〇、〇〇〇円
運輸審議会委員	運輸審議会委員	一四〇、〇〇〇円
東宮大夫	東宮大夫	一四〇、〇〇〇円
別表第三	官 職 名	俸 給 月 額
公 使	公 使	八〇、〇〇〇円
大 使	大 使	一八〇、〇〇〇円
秘書官	秘書官	一四〇、〇〇〇円
八号俸	八号俸	八〇、〇〇〇円
七号俸	七号俸	七三、五〇〇円
六号俸	六号俸	六六、〇〇〇円
五号俸	五号俸	五九、〇〇〇円
四号俸	四号俸	五二、〇〇〇円
三号俸	三号俸	四五、〇〇〇円
二号俸	二号俸	三八、五〇〇円
一号俸	一号俸	三三、五〇〇円

(昭和二十四年法律第二百五十二号)
の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「十九万円」を三十
万円に改める。
第四条第二項中「六千二百円」を
「七千円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

2 改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて昭和三十八年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

理由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○綱島委員長 総理府総務長官野田武夫君。

○野田政府委員 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

昭和三十八年八月十日、一般職の国家公務員の給与について、俸給表の全面的改善並びに通勤手当、期末手当及び勤勉手当の改定等を内容とする人事院の勧告がなされたのでありますが、政府といたしまして、その内容を慎重に検討いたしました結果、これを実施することが妥当であるとの結論に達しましたので、本法について所要の改正を行なうとすることをあります。すなわち、第一に、全俸給表の全等級を通じて、人事院勧告どおり、俸給月額を現行の俸給月額より平均で六・七%、

初任給において最低千四百円引き上げた額とするともに、事務次官等の給与につきましても、特別の号俸を設け、一言一給との体系に改めることといたしました。

第二に、通勤手当につきまして、交通機関等の利用者に対する支給額の最高限を七百五十円から九百円に引き上げるとともに、現行二百円となっておられますスクーター、自転車等の使用者に対する支給額をスクーター等の使用者につきましても三百五十円、自転車等の使用者につきましても三百円にそれぞれ増額することといたしました。

第三に、十二月十五日に支給する期末手当の額を〇・一月分増額して二分とするとともに、三月十五日に支給する勤勉手当の額を〇・一月分増額して〇・三月分とするにいたしました。なお、新たに病気休職者等に対しても期末手当を支給できることといたしました。

なお、本法に附則を設け、俸給の切りかえ方法および切りかえに伴う措置等を規定いたしました。この法律案は、以上申し述べました内容について改正を行なうこととありますが、人事院勧告において本年五月一日とすることを適当と考えられた実施時期につきましては、諸般の緊急重要施策及び財政事情等にかんがみ、これを本年十月一日といたすものであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○綱島委員長 防衛庁長官福田篤泰君。

○福田(鷹)国務大臣 このたび、第三

次池田内閣の発足にあたりまして、再び防衛庁長官の任に当たることに相なまりました。もとより浅学非才で経験もきわめて乏しいものでありますので、本委員会におきまして何かとお世話さまで相なろうかと存じます。

委員長はじめ委員の諸先生方の格段の御協力と今後の御支援を心からお願ひ申し上げる次第であります。(拍手) なお、提案理由の説明をさせていただきます。

ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概要を説明申し上げます。

この改正案は、このたび提出された一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じまして、防衛庁職員の俸給月額等の改定等を行なうとするものであります。

すなわち、まず、事務次官、統合幕僚会議の議長及び参事官等並びに自衛官の俸給表につきましては、一般職の例に準じまして改定を行なうこととし、事務官等の俸給表につきましては、従前どおり一般職に適用される俸給表によることといたしております。

これにあわせて、防衛大学の学生に対する学生手当の額につきましても改定を行なうことといたしております。また、期末手当、勤勉手当及び通勤手当につきましては、一般職の改正に伴って、規定の改正を行なうことといたしております。

なお、この法律案は、公布の日を施行日とし、本年十月一日から適用することといたしております。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

げます。

○綱島委員長 大蔵政務次官頼綱三君。

○頼綱政府委員 昨日あらためて大蔵政務次官を拜命いたしました。今後ともよろしくお願いいたします。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、御説明申し上げます。

ただいま議題となりました特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、本年八月十日に行なわれまして人事院勧告に基づいて、十月一日以降一般職の職員の給与を改定することとし、別途法律案を提出して御審議を願うことといたしておりますが、特別職の職員の給与につきましても、一般職の職員との均衡等を考慮してその俸給月額等に所要の改定を行なうとするものであります。

以上がこの法律案の提出の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○綱島委員長 これで三法案の提案理由の説明は終わりました。

本日はこれにて終わることといたしまして、明後十三日十時に理事会、十時半に委員会を開くことといたし、本日はこれにて終了したいと存じます。

午前十一時十分散会

昭和三十八年十二月十四日印刷

昭和三十八年十二月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局